

質問回答書

番号	対象資料	対象項	対象箇所	質問内容	回答
1	仕様書	4 就業場所	尼崎市立小学校(41校)における児童ホーム及びこどもクラブ(別表のとおり)	仕様書4 就業場所については、指定となるのでしょうか。派遣社員の希望を考慮いただけるのでしょうか。	本市が就業場所を指定します。なお、派遣を求める就業場所が複数ある場合に、配置先を決めるにあたって、派遣社員の希望を考慮することはあります。
2				派遣職員(1)若しくはアからエの要件のいずれかに該当する者であること。とあり、いずれも資格が無くても構わないと捉えて大丈夫でしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、派遣職員には、個々人の有する資格や経歴を踏まえ、必要に応じて放課後児童支援員認定資格研修(以下、「認定資格研修」という。)を受講し、修了していただくことがあります。 なお、認定資格研修の受講に要する費用の負担については、プロポーザルの評価対象とします。
3				仕様書5-(1) 資格証、就労証明書、卒業証明書など、それぞれの証明ができるものは必要でしょうか。	証明書類が必要です。
4	仕様書	5 派遣職員(1)	(1) 保育士資格、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状(幼稚園・小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭等)、放課後児童支援員認定資格、社会福祉士資格のいずれかを有する者、若しくはアからエの要件のいずれかに該当する者であること。 ア 高等学校を卒業し、2年以上児童福祉事業(放課後児童クラブ等)に従事した者 イ 高等学校を卒業し、2年以上放課後児童健全育成事業に類似した事業(放課後子ども教室等)に従事した者であって、市町村長が適当と認められたもの ウ 大学等で、社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者 エ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認められたもの	仕様書5-(1)イ 「放課後児童健全育成事業に類似した事業」とは民間学童、放課後デイサービス、児童館、学習塾はそれぞれ該当しますでしょうか。また他に該当する施設の場合ございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	「放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事した者」とは、放課後子ども教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊び場を提供する事業(いわゆる「プレイヤー」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」において、児童と継続的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守り等の経験は含まれません。 なお、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはなりません。 また、ここでいう「継続的」とは2年以上従事し、かつ、総勤務時間数が2,000時間程度あることが必要です。 なお、放課後デイサービス及び児童館は、仕様書「5 派遣社員」1アの児童福祉事業に該当します。
5	仕様書	5 派遣職員(3)	(3) 派遣期間中は、同一の就業場所に同一の労働者を派遣することとし、休暇取得時等の代替派遣は要しない。ただし、児童数の変動その他の事情により、配置場所の異動や派遣停止の要請があり得る。	仕様書5-(3) 休職時の対応等で配置場所が変更となった場合、勤務時間も変更となるのでしょうか。	配置場所が変更となった場合には、配置先に応じて、就業時間も変更となる場合があります。
6	仕様書	5 派遣職員(4)	(4) 週3日以上勤務できる者であること。	仕様書5-(4) 「週3日以上勤務できる者」とありますが、派遣社員2名で週3日以上勤務の提案は可能でしょうか。	派遣社員1人で週3日以上勤務が原則です。
7			7 就業時間 (1) 児童ホーム(通年) ア 長期休業期間及びその前後の短縮時間の日 ① 平日(月曜日から金曜日) 8時15分から19時までのうち6～8時間(休憩なし) ② 土曜日 8時15分から17時15分までのうち8時間45分(休憩1時間含む) イ 長期休業期間及びその前後の短縮時間の日以外 ① 平日(月曜日から金曜日) 12時から19時までのうち4～6時間(休憩なし) ② 土曜日 8時15分から17時15分までのうち8時間45分(休憩1時間含む)	仕様書7就業時間 (1)児童ホーム(通年)ア①と③(3)児童ホーム(長期休業日限定)に6～8時間(休憩なし)とありますが、6時間を超える場合には45分以上の休憩が必要ではないでしょうか。	「7 就業時間」について、「(1) 児童ホーム(通年)」ア①及び③(3) 児童ホーム(長期休業期間限定)」中、「8時15分から19時までのうち6～8時間(休憩なし)」を、「8時15分から19時までのうち6～9時間(就業時間が6時間を超える場合は休憩1時間を含む)」に訂正します。 また、「(1) 児童ホーム(通年)」ア②及び②中、「8時15分から17時15分までのうち8時間45分(休憩1時間を含む)」を、「8時15分から17時15分までの9時間(休憩1時間を含む)」に訂正します。
8	仕様書	7 就業時間	ア 長期休業期間及びその前後の短縮時間の日 ① 平日(月曜日から金曜日) 9時から18時までのうち8時間(休憩1時間含む) ② 土曜日 8時15分から17時15分までのうち8時間45分(休憩1時間含む)	仕様書にある勤務時間より短い勤務も可能でしょうか。	仕様書に記載の就業時間のとおりとします。ただし、本市が事業運営上の必要性から指定した就業時間であるときは、この限りではありません。
9			イ 長期休業期間及びその前後の短縮時間の日以外 ① 平日(月曜日から金曜日) 13時から18時までのうち3～5時間(休憩なし) ② 土曜日 8時15分から17時15分までのうち8時間45分(休憩1時間含む) (3) 児童ホーム(長期休業日限定) 8時15分から19時までのうち6～8時間(休憩なし)	仕様書7 平日の就業時間について「6～8時間」など時間の幅がありますが、派遣社員の希望を考慮頂けるのでしょうか。また日によって就業時間が異なることも可能でしょうか。	予算の範囲内で契約する必要があるため、契約単価に応じて、就業時間数を調整することを想定したものです。また、就業時間、本市が事業運営上の必要性から指定するものであり、派遣社員の希望をもって、日によって異なる就業時間を設定することはありません。
10	仕様書	8 時間外労働	就業時間外の労働(会議、研修等への出席を含む。)を15分単位で命じることがある。また、保護者対応等のための必要な時間外労働を随時、命じることがある。 ただし、児童課における36協定により定められている内容の範囲内で命じることができるものとする。	仕様書「8 時間外労働」について時間外労働は児童課の36協定の範囲で命じるとあるが、委託した場合は36協定の届出内容を共有していただける認識で正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	仕様書	11 派遣人数(1)	(1) 児童ホーム 22人程度(通年12人・長期休業日限定10人)	派遣人数の長期休業日限定10名と記載がありますが他の人数とは別で、追加で夏季10名・冬季10名を派遣するという認識で合っていますでしょうか。	通年で派遣した12人と別に、夏季休業期間に10人を派遣していただく予定です。
12	仕様書	11 派遣人数	(1) 児童ホーム 22人程度(通年12人・長期休業日限定10人) (2) こどもクラブ 12人程度(すべて通年)	募集要項(4)人数では「予定人員に達しないことをもって契約不履行は問わない」とありますが、仕様書11(2)では「予定人員に達しない場合又は予定人員を超える場合であっても異議なく履行するもの」とあります。どちらが有効になりますでしょうか。	仕様書の予定人員に達しない場合又は予定人員を超える場合であっても異議なく履行していただきます。 なお、募集要項(4)の「予定人数に達しないことをもって、契約不履行は問わない」とあるのは、本市が予定人数を変更した場合や、派遣事業者が結果として予定人員を確保できなかった場合において、違約金の支払いといったペナルティを課されることではないという趣旨です。
	募集要項	2 業務の概要(4)人数	(4) 人数 予定人数は次のとおりですが、予定人員は欠員状況等により変動する可能性があるため、尼崎市と協議の上履行するものとします。また、予定人員に達しないことをもって契約不履行は問わないものとします。		
13	仕様書	17 その他(2)	(2) 派遣元は、派遣職員の契約期間中、社会保険、雇用保険、通勤及び出張に要する経費、有給休暇、福利厚生等の経費を負担すること。	仕様書「17 その他(2)」について出張に要する経費は派遣元負担とされているが、想定される出張の内容や発生するおおよその費用を教えてください。	児童ホームやこどもクラブの校外活動にかかる交通費や施設使用料です。費用については行き先によって異なりますが、概ね500円～1,000円程度です。 なお、校外活動を実施するにあたり、下見を行うこともあります。
14	仕様書	17 その他(7)	(7) 派遣元は、派遣職員が就業中の児童ホーム及びこどもクラブを訪問するなどにより、定期的に派遣職員の就業状況の確認を行い、問題等があれば直ちに派遣先責任者に報告し、事態の解決に向け誠意をもって対応すること。	仕様書17-(7) 定期的な訪問時は児童課様の許可が必要でしょうか。	就業場所の児童ホーム及びこどもクラブに対し、事前に訪問する旨を連絡していただきます。

質問回答書

番号	対象資料	対象項	対象箇所	質問内容	回答
15	その他			児童ホームの生徒がこどもクラブに行くことは可能でしょうか。	児童ホーム入所児童が、こどもクラブに参加することは可能です。ただし、合同事業の場合を除き、同日に同一児童が児童ホームとこどもクラブの両方を利用する事例はありません。
16	その他			派遣スタッフが児童ホームとこどもクラブの両方で勤務した実績はあるか、ある場合はどの程度でしょうか。	本来配置された就業場所での勤務が基本となりますが、休暇等取得や行事などでの応援のため、児童ホームで2時間勤務した後、こどもクラブに移動して2時間勤務をするといった事例はあります。
17	その他			こどもクラブ、児童ホームそれぞれで、土曜日勤務の頻度はどのくらいでしょうか。	就業場所の勤務シフトによりますが、こどもクラブと児童ホームともに月1回程度を予定しています。
18	その他			現在昼間学生で学童保育の業務に従事経験がある者は対象になりますでしょうか。	学童保育の業務に2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2,000時間程度ある者であれば対象となります。なお、この場合、2年以上学童保育に従事したことを証明する書類を提出していただく必要があります。
19	その他			派遣社員の勤怠の管理方法の規定はありますか。	勤怠管理方法に関する規定については、契約した派遣事業者と協議の上、決定することとします。
20	その他			入札保証金及び契約保証金などの支払いは発生しますでしょうか。発生する場合、返金はされますでしょうか。	いずれも発生しません。
21	その他			派遣人数が予定人員に満たさない場合、違反金のお支払いなどペナルティはあるのでしょうか。	派遣事業者が誠実かつ真摯に人材確保を行い、結果として派遣人数が予定人数を満たさない場合は、違反金の支払いなどのペナルティはありません。
22	その他			苦情処理者はどちら様になりますでしょうか？	指揮命令者を除く本市児童課職員から選任します。